

藤枝市学習チャレンジ支援事業に関するプロポーザル実施要領

令和6年度藤枝市学習チャレンジ支援事業を実施するため、委託予定事業者を企画提案方式により募集する。

1 委託業務内容

別紙委託業務仕様書による。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

なお、事業期間には、事業所開設等の準備期間を含む。

3 見積限度額（予算額）

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和6年度・7年度藤枝市物品製造等入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 中学生を対象とした学習支援教室の受託実績又は実施実績があること。
- (3) 個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。

5 日程

令和6年4月1日（水）藤枝市ホームページにプロポーザル実施要領等を公表

令和6年4月15日（月）プロポーザル参加意思表明書、質問書等提出期限

令和6年4月17日（水）参加資格確認通知書送付

令和6年4月18日（木）質問書に対する回答期限

令和6年4月19日（金）企画提案書・参考見積書の提出期限

令和6年4月22日（月）選定審査（プレゼンテーション）

令和6年5月10日（金）審査結果通知

令和6年5月20日（月）随意契約のための見積合わせ、委託契約締結

6 仕様書等の閲覧

(1) 閲覧期間（データ取得期間）

令和6年4月1日（月）から令和6年4月15日（月）まで

(2) 閲覧方法

藤枝市ホームページより、仕様書等のファイルをダウンロードすること。

7 応募の方法

(1) 提出書類

藤枝市学習チャレンジ支援事業プロポーザル参加意思表明書（様式1）

履行実績調書（様式2）及び実績の内容がわかる書類（契約書の写等）

個人情報の適切な取り扱いを保証できることを証する書類（写）

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和6年4月15日(月)午後5時まで

(郵送の場合は、書留により令和6年4月15日(月)午後5時必着)

(4) 提出場所 藤枝市健康福祉部福祉政策課(自立生活サポートセンター)

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

(5) その他 書類提出確認後、参加資格確認通知書を送付する。

発送予定日 令和6年4月17日(水)

8 質問書の提出

(1) 提出方法 本実施要領及び仕様書について質問がある場合は、質問書(様式3)により作成し、直接持参または郵送により行うこと。

(2) 受付期間 令和6年4月17日(水)午後5時まで

(郵送の場合は、書留により令和6年4月17日(水)午後5時必着)

(3) 受付場所 藤枝市健康福祉部福祉政策課(自立生活サポートセンター)

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

(4) 回 答 回答書は、令和6年4月18日(木)午後5時までに参加資格者全員にFAXにより通知する。

9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

イ 参考見積書(任意様式)消費税10%込み

ウ 応募者概要説明書

エ 事業計画書

(2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時まで

(郵送の場合は、書留により令和5年4月19日(金)午後5時必着)

(4) 提出場所 藤枝市健康福祉部福祉政策課(自立生活サポートセンター)

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

(5) 提出部数 企画提案書(正本1部、副本7部)、参考見積書1部

(6) 企画提案辞退の場合

参加意思表示後に企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を令和6年4月19日(金)午後5時までに福祉政策課(自立生活サポートセンター)に持参又は郵送により提出すること。

10 企画提案書の作成および記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

企画提案書は任意様式とし、A4版縦の左綴じ横書きで作成する。その際、書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを貼付すること。

(2) 企画提案書の記載内容

ア 会社概要:社名、設立年月日、資本金、事業内容、社員数、組織図等について

イ 業務の実績:実績(契約名、自治体名、契約年度)

- ウ 教育相談及び学習支援の具体的な実施方法
- エ 業務スケジュール（事業所開設等の準備を含む）
- オ 本業務の執行に関わる組織、担当者（経験・能力・資格）、人数等
- カ 個人情報管理の徹底を含めた実施体制

11 選定方法

選定は、藤枝市学習チャレンジ支援事業委託事業者選定委員会を開催し、企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に判断し、委託予定事業者を決定する。選定審査（プレゼンテーション）は、令和6年4月22（月）14時00分藤枝市役所302会議室（藤枝市役所西館3階）にて開催する。

12 選定結果

選定結果は、令和6年5月10日（金）に応募者全てに通知する。

選定結果に関する問い合わせには一切回答しない。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの。
- (2) 上記3で記した見積限度額を超過するもの。
- (3) 上記9、10で記した企画提案書の作成及び記載上の留意事項の要件に適合しないもの。
- (4) 提案内容に虚偽があるもの。
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約履行が困難と認められる状態に至ったもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかったもの。

14 その他留意事項

- (1) 応募にかかる経費、書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないととも、受託候補者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- (3) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (5) 委託予定事業者とは別途協議の上、特命随意契約のための見積合わせを行い、委託契約を締結する。
- (6) 業務の遂行にあたっては、適宜事務担当者が来庁し、藤枝市と緊密に協議すること。
- (7) 提案書等の著作権は次のとおり取扱うものとする。
 - ア 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
 - イ 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
 - ウ 市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。